

公益社団法人茨城県看護協会 鹿嶋訪問看護ステーション

訪問看護事業・介護予防訪問看護事業所運営規程

【事業の目的】

第1条 この事業は、疾病、負傷等により居宅において継続療養を受ける状態にある、すべての年齢の在宅療養者で、医師が必要と認めた者に対し、医師の指示に基づき、看護師等が訪問し、療養上の世話や診療の補助を行ない、生活の質に配慮した訪問看護サービスを提供することにより、安心して在宅で療養できるよう支援することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 公益社団法人茨城県看護協会 鹿嶋訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの綿密な連携に努めるものとする。

2 訪問看護・介護予防訪問看護（以下、「訪問看護」という）は、利用者の心身の特性を踏まえて、療養上妥当適切に行なうとともに、日常生活の充実に資するよう行なうものとする。

3 医療資源が乏しい地域への訪問看護を提供し、訪問看護ステーションの推進に努める

【事業所の名称等】

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 公益社団法人茨城県看護協会 鹿嶋訪問看護ステーション
- (2) 所在地 茨城県鹿嶋市緑ヶ丘 3-9-20
- (3) サービス提供地域 鹿嶋市・潮来市・神栖市・鉾田市・行方市

【職員の職種、員数】

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師等 1 名
- (2) 看護職員 看護師等 15 名以内
- (3) 事務職員 2 名

【職員の職務内容】

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者＜看護師等＞
 - ア. 管理者は、事業所の職員を管理し、適切な訪問看護事業が行なわれるよう運営を総括する。
 - イ. 管理者は、事業所の設備、備品等について、衛生管理を行なう。
 - ウ. 管理者は、訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護が行なわれるよう、必要な管理を行う。
 - エ. 管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書に係る必要な管理を行う。
- (2) 看護職員
 - ア. 主治医と連携を図り、適切な訪問看護を提供する。
 - イ. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。
- (3) 事務職員
 - ア. 庶務用務及び保険請求事務を担当する。

【営業日及び営業時間】

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、次の日は除く。
 - ア. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - イ. 12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く）
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により 24 時間常時連絡・訪問が可能な体制とする。

【訪問看護の提供方法】

第7条 訪問看護を提供するに当たっては、利用申込者の主治医が発行する訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、当該計画に基づき主治医や保健、福祉サービスの担当者と連携を図りながら実施する。

【訪問看護の内容】

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 療養上の世話（食事、排泄、清潔等の援助）
- (3) リハビリテーション
- (4) 認知症、精神、心理的看護
- (5) ターミナル期（終末期）の看護
- (6) 医師の指示による医療的処置、管理
（チューブ類の管理、医療機器装着の方の看護、褥瘡・創傷の処置、緊急時対応等）
- (7) 介護者の介護指導、相談等
- (8) 介護予防の支援

【緊急時の対応】

第9条 看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他、緊急の事態が生じた時は、直ちに主治医へ連絡し、主治医の指示に基づき必要な措置を講ずる。また、主治医の連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処理を講ずるものとする。

2 看護師等は、前項の処置を講じた場合、管理者に速やかに報告しなければならない。

【利用料】

第10条 訪問看護の利用料は、医療保険法・介護保険法で定められた法定費用とする。

2 次の医療保険の利用については、その他の利用料として、当該各号に定める額を加算して徴収する。

- (1) 営業日以外の訪問看護、30分あたり2,000円
- (2) 1.5時間を越える訪問看護、30分を超える毎に2,000円
- (3) 死後の処置、15,000円

3 医療保険法・介護保険法が適用される利用者のうち、第3条3号に規定するサービス提供地域外における訪問看護に要した交通費は、その都度実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、訪問看護ステーションから片道1kmにつき20円を徴収する。

4 医療保険法が適用される利用者について、日常生活用品の物品を提供した場合には、実費を徴収する。

5 利用料（基本利用料を除く）及び交通費については、管理者が著しく経済的に困難があると認めた利用者について減額、又は免除することができる。

【秘密の保持】

第11条 事業所の職員は、業務に関して知り得た事実をその職を辞した後も第3者に漏らしてはならない。

【相談・苦情・ハラスメント対応】

第12条 事業所は、利用者又はご家族等からの相談・苦情・ハラスメント等に対する窓口を設置し、事業の提供に係る利用者からの要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする

【事故発生時の対応】

第13条 事業所はサービス提供に際して、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員（介護予防に当たっては地域包括支援センター）、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

【虐待防止に関する事項】

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止する為の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1～2回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）

- による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 3 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年 1 回定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 4 虐待の防止のための指針を整備する。
- 5 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回定期的に実施する。
- 6 上記 (1) から (3) までを適切に実施するための担当者を置く。

【業務継続計画の策定等】

- 第 15 条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【衛生管理】

- 第 16 条** 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果位について、従業員に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

【就業環境の確保】

- 第 17 条** 事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

【その他】

- 第 18 条** この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関して重要な事項は、必要時検討し定めるものとする。
- 2 利用者に対して事業所が行った、指定訪問看護の提供に関する諸記録は、県条例に定めるものを整備し、その完結した日から 5 年間保存するものとする。

付則

この規程は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。